年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 平成 29 年 1 月 12 日答申分

○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 国民年金関係
 1件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

 国民年金関係
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600221号 厚生局事案番号 : 九州(国)第1600031号

第1 結論

昭和54年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に 訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年4月から同年10月まで

私は、昭和54年3月まで勤務していた会社で事務をしていたので社会保険のことも勉強して知っていた。同社を退職した後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、A町役場又は郵便局で納付した。請求期間以外は任意加入期間を含めすべて納付しており、強制加入期間である請求期間の国民年金保険料も納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は7か月と短期間である上、請求期間を除き請求者の国民年金加入期間に保険料の未納はない。

また、請求者は、昭和54年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているところ、国 民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月に払 い出されており、請求者は同年同月に請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったものと考え られ、当該時点において、請求期間に係る国民年金保険料は納付が可能である。

さらに、オンライン記録及びB町 (現在はC市)の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間直後の昭和54年11月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和57年10月1日に同被保険者資格を喪失しているところ、翌日の同年同月2日に国民年金に任意加入し、昭和58年度分及び昭和59年度分の国民年金保険料については前納している等、国民年金に対する関心は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600219号 厚生局事案番号 : 九州(国)第1600030号

第1 結論

平成13年5月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に 訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年5月から同年10月まで

A県B市に所在していたC社において船員保険の被保険者であったが、平成13年5月に船を降りて船員保険の被保険者資格を喪失することとなった際に、同社の社長から、次の雇入れまでの期間に係る国民年金保険料は社長が支払う旨説明を受けた。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社の請求期間当時の代表取締役は、請求者に国民年金に関する説明を行った記憶は無く、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていないと陳述している上、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を自身では納付していないと陳述している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600228号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年10月25日から昭和42年4月15日まで

私は、A社において、正社員として勤務し、B業務を担当していたにも関わらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、昭和 41 年 5 月 1 日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、昭和 42 年 2 月 15 日に同社を離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の同社の事業主は死亡しており、同社に係る商業登記簿謄本において取締役であった者に文書による照会を行ったものの回答は得られない。

また、請求期間又は請求期間の一部期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が、同社における同僚として姓又は氏名を挙げた複数の者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことが確認できることから、請求期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の氏名は確認できない 上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。